

日本郵便株式会社 × 松戸市が協定締結 「地方創生に関する包括連携協定」「不法投棄の情報に関する協定」



郵便局



やさシティ、
まつど。

本市と日本郵便株式会社ではこれまで、高齢者等の見守り活動や道路異常に関する情報提供、災害発生時における協力等の分野をはじめ、市政において様々な分野で連携をしています。

このたび、本市では地方創生の一層の推進を図るため、日本郵便株式会社と「地方創生に関する包括連携協定」を締結し、地域活性化と市民サービスの向上のため、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用した取り組みを、幅広い分野で進めていくこととなりました。

また、同時に「不法投棄の情報に関する協定」を締結し、日本郵便株式会社より業務中における不法投棄の情報提供を受けることにより、本市に協力いただくこととなりました。

つきましては、下記の通り協定の締結式を執り行いますのでお知らせします。

●協定締結式について

日 時	令和5年3月30日（木）11時30分～12時
場 所	松戸市役所 新館5階 市民サロン
出 席 者	日本郵便株式会社 松戸松飛台郵便局長 高橋 正明 様 日本郵便株式会社 松戸郵便局長 木村 武史 様 松戸市長
内 容	協定書締結式、質疑応答

情報解禁日 令和5年3月30日（木）12時以降

●「松戸市と日本郵便株式会社との地方創生に関する包括連携協定」について

松戸市と松戸市内の郵便局が、それぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地方創生を推進し、地域の活性化と市民サービスの向上を図ります。

- 連携内容**
- (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
 - (2) 災害時における協力に関すること
 - (3) 地域経済活性化に関すること
 - (4) 未来を担う子どもの育成に関すること
 - (5) ダイバーシティ推進に関すること
 - (6) 情報発信に関すること
 - (7) SDGsの推進に関すること
 - (8) その他、地方創生に関すること

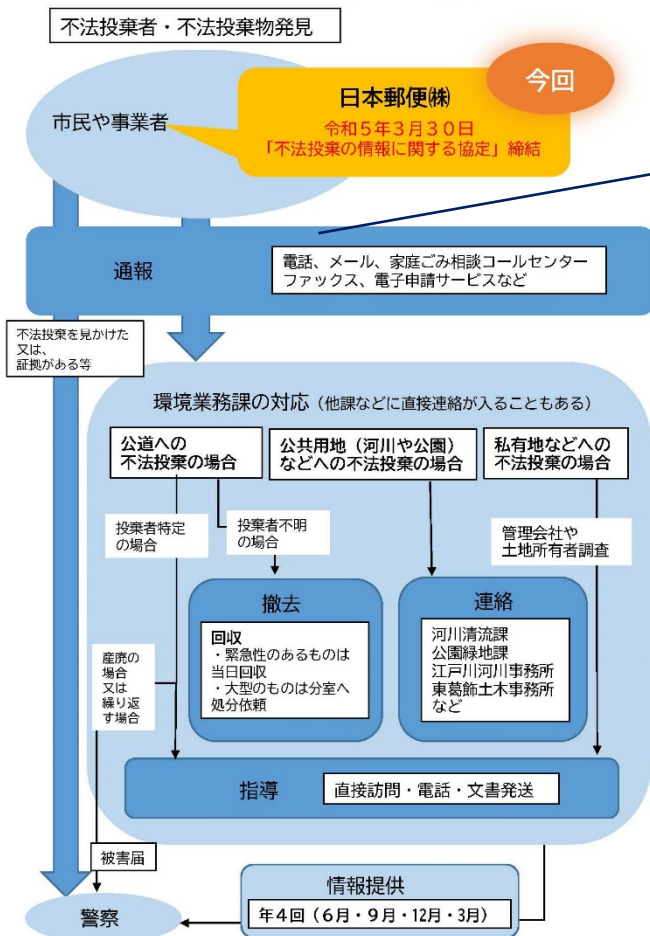


● 「不法投棄の情報に関する協定」について

市内郵便局の社員が、業務中に市道等で廃棄物の不法投棄を発見した場合に、市環境業務課へ情報提供していただき、市が適切かつ迅速な対応を行うことで地域の良好な生活環境を保全するとともに、美しい街づくりの推進を図ります。

連携内容 原則として別紙様式により、市内郵便局から松戸市へ報告する
 ※投棄者を発見した場合など、緊急を要する場合には、市内郵便局から警察等の関係機関に通報する

不法投棄された場合



別紙様式	年 月 日
	郵便局
不法投棄等発見報告書	
作成者	所属 氏名
発見日時	年 月 日 () 時 分 頃
(該当する項目の口をチェックしてください)	
不法投棄物	<input type="checkbox"/> 家電5品目 (エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機・衣類乾燥機) ※当てはまる項目に○を付けてください
内容	<input type="checkbox"/> その他 (捨てられていたもの) ※具体的にご記入ください 例: タイヤ・自転車・ソファ等
住所	付近
不法投棄場所	略 図
備考	
松戸市役所 環境業務課 市区町村連絡先 TEL 047-712-0028 FAX 047-704-4591 e-mail mckangyoumu@city.matsudo.chiba.jp	

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

《包括連携協定について》

松戸市総合政策部政策推進課市政総合研究室

☎047-704-4006 FAX047-366-1204

✉ mchisouken@city.matsudo.chiba.jp

《不法投棄の情報に関する協定について》

松戸市環境部環境業務課 ☎047-712-0028

FAX047-704-4591 ✉ mckangyoumu@city.matsudo.chiba.jp